

平成30年度事業計画

バブル景気以来の好景気と言われている我が国において、実感をもって生活されている方がどれくらいいるのでしょうか。多くの方々が経済の不安定などによる所得格差によって、不安な生活をよぎなくされているのが実情です。

このような厳しい社会環境の下、社会福祉の分野では、国において定義された「地域包括ケアシステム」の導入により、川崎市でも誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために全ての地域住民を対象として「地域包括ケアシステム推進ビジョン」が策定されました。

幸区では、その一環として、平成27年度より町内会自治会を中心として「ご近所支え愛モデル事業」が展開されています。

本会も地域住民の見守り支援体制の構築に引き続き協力いたします。

さらに、平成30年度から3年間の計画である、「第4期幸区地域福祉活動計画」では、行政計画である「第5期幸区地域福祉計画」との役割を明確にし、地域福祉の一体的な推進を目指します。

市内で3ヶ所目となる、仮称「河原町の陽だまり」を河原町団地内の「旧幸市民協働プラザ」に設置し、多世代が集う住民交流活動拠点として円滑に運営を行うとともに、高齢者フリーパス販売事業を実施して、利用者の利便性を図ります。

近年頻発している多くの自然災害では、住民の心身のケアが極めて重要であり、その大きな役割を担ってきた社協の「災害ボランティアセンター」は、日常における地域福祉の礎であると言えます。常日頃から防災減災への継続的な取り組みと「風化」をさせないための研修等を継続的に行っていきます。

川崎市の指定管理事業者として幸区社協が運営している、さいわいデイサービスセンターは、初期の認知症の方や医療行為が伴う方々の在宅生活の支援、ご家族の介護・就労支援・レスパイトなど、さまざまなニーズに柔軟に取り組むサービス提供拠点として、またボランティア、職場体験、実習生の積極的な受け入れによる福祉人材の育成や生きがい作り等の役割を担います。

「さいわい健康福祉プラザ」と6カ所の「老人いこいの家」は、今期（平成26年度～30年度）指定管理者として5年目を迎えました。これまでの実績を着実に継承しながら、地域福祉の拠点のひとつとして、個別支援等の新しい課題への取り組みを進めてまいります。また、老朽化している施設の保守管理を適切に行い、総合的な運営の充実に努めるとともに、次期指定管理の選定申請に向けて取り組みます。

本会独自の事業である住民交流活動拠点「小倉の駅舎陽だまり」は11年目、「塚越の陽だまり」は8年目を迎えます。さらに、河原町団地内に新たな仮称「河原町の陽だまり」を開設いたします。住民が気軽に利用できる地域の拠り所として、幅広い世代の情報発信拠点として抽出した地域課題を解決するとともに、新規利用者の開拓にも取り組んでいきます。また、引き続き運営側の後継者育成も強化していきます。

社会福祉協議会を多くの住民に理解していただくため、ホームページを有効に活用するとともに、新たな手法も取り入れ、情報の公開と幅広い世代への本会事業の啓発と参加促進を図っていきます。

幸区に暮らす人々が、地域での問題や課題の解決に向けて主体的に取り組む、安心・安全な「福祉のまちづくり」を実現していくため、以下のそれぞれの事業を推進していきます。

重点項目

- 1 「第4期幸区地域福祉活動計画」に沿った事業の実施
- 2 幸区ご近所支え愛事業と連携した本会独自の取り組みの構築
- 3 次期指定管理選定のための取り組み
- 4 3つの住民交流活動拠点の円滑な運営
- 5 自主財源確保と啓発強化

実施事業

1 法人運営事業

会長・副会長会議、理事会、評議員会を開催し、円滑な法人運営を行います。また、各種委員会を開催し各分野での取り組みを推進します。

- (1) 会長・副会長会議の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 評議員会の開催
- (4) 監事会の開催
- (5) 各種委員会の開催
- (6) 自主財源の確保
- (7) 会員の増強
- (8) 賛助会員の募集
- (9) 高齢者外出支援乗車事業（高齢者フリーパス交付）の実施（福祉パルさいわい・「小倉の駅舎陽だまり」・仮称「河原町の陽だまり」）【7 在宅福祉活動事業】

2 調査研究事業

平成 30 年度からの「第 4 期幸区地域福祉活動計画」に沿った事業展開を実施します。地域課題の把握に努め、幸区役所の「地域福祉計画」との役割を明確にして、地域住民が参加しやすい取り組みを目指します。

- (1) 「第 4 期幸区地域福祉活動計画」に沿った取り組み
- (2) 安定した事業運営のための財源確保及び組織体制の検討
- (3) 理事・監事・評議員研修の実施

3 企画広報事業

広報紙発行等により住民への福祉啓発、情報提供を行います。また、ホームページの更新頻度を上げるとともに、SNS等を活用した新たな手法も研究し、情報提供の充実に努めます。

- (1) 機関紙編集委員会を開催し「幸区の社会福祉」の発行（全戸配布）
- (2) 区社協通信の発行（会員・登録ボランティアなどへの発送）
- (3) 幸区社会福祉大会の開催
- (4) 区民祭・プラザ祭の同日開催
- (5) 区社協ホームページでの情報提供の充実強化

4 連絡調整事業

全国・関東ブロック・県・市社協、行政機関、福祉関係機関・団体との連携強化と連絡調整を図ります。

- (1) 幸区地域ケア連絡会議等を通じた高齢者福祉関係機関との連携
- (2) 幸区精神保健福祉連絡会等を通じた精神保健福祉関係団体との連携
- (3) 幸区子ども総合支援ネットワーク会議を通じた子育て関係機関との連携

- (4) 全国、関東ブロック、県、市等の各社協で開催される関係会議・研修会への参加
- (5) 社会福祉現場実習の積極的な受け入れ
- (6) 市社協、市内区社協、かわさき市民活動センター、公園緑地協会等との福祉教育事業等における連携
- (7) 地区社協との連携を深めるための連絡会議の開催

5 助成事業

地区社協やボランティアグループが実施している「高齢者ふれあい活動（会食・配食・ミニデイ活動等）」に事業費を助成します。

6 地域福祉活動事業

地区社協における福祉活動充実のための事業費の交付や、区内福祉関係団体との連携による講座等を開催します。また、福祉に関する相談や情報提供の充実を図り、相談から得られた住民の福祉ニーズが事業に反映できるように努めます。

- (1) 地区社協地域福祉活動費の交付
- (2) 区内の障害者作業所等施設関係者との情報交換の場の開催
- (3) 障害者関係等団体との協働による講座等の開催

【9 ボランティア活動振興事業】

- (4) 総合的な相談に対応できる資料の収集と情報の提供
- (5) 相談を通じた住民の福祉ニーズの把握
- (6) 「みんなで子育てフェアさいわい」への参加・協力
- (7) 子育て支援に関する啓発事業（プラザ祭り等）

7 在宅福祉活動事業

公共交通機関の利用が困難な障害者や高齢者を、リフト付き移送車両で外出の支援を行う「移送サービス事業」を実施します。また、移送事業を担う運転ボランティアの養成を行います。

- (1) 移送サービス事業の実施
- (2) 移送ボランティア講座の開催
- (3) 高齢者外出支援乗車事業（高齢者フリーパス交付）の実施（福祉パルさいわい・「小倉の駅舎陽だまり」・仮称「河原町の陽だまり」）

【1 法人運営事業】

8 共同募金配分事業

共同募金の配分を受け、地区社協事業の支援、子育て支援事業、小地域福祉活動の充実に向けた事業を実施します。また、住民交流活動拠点については、11周年を迎える「小倉の駅舎陽だまり」と8年目の「塚越の陽だまり」の充実した運営に努めます。

- (1) 地区社協の育成と活動支援
- (2) 地区社協等で実施している「会食会」「地域リハビリ教室」「デイケア活動」等への支援協力

- (3) 住民交流活動拠点「小倉の駅舎 陽だまり」の充実した運営
- (4) 住民交流活動拠点「塚越の陽だまり」の充実した運営
- (5) グループ・団体等への活動助成
- (6) 地区社協が実施する子育て支援事業への援助
- (7) 年末たすけあい募金配分事業の実施
- (8) 車椅子貸出事業の実施
- (9) 移送サービス事業の実施【7 在宅福祉活動事業】
- (10) 「幸区の社会福祉」の発行(全戸配布)【3 企画広報事業】
- (11) 区社協ホームページでの情報提供の充実強化【3 企画広報事業】
- (12) 地域総合相談事業の実施

9 ボランティア活動振興事業

「幸区社協ボランティアセンター」の運営を充実するとともに、住民へのボランティア活動に対する啓発・支援・情報提供等を行い、区内での助け合い活動の推進を図ります。また、併せて幸区社協ボランティアセンターの周知に努めます。

- (1) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (2) ボランティア活動にかかわる相談・調整、情報収集
- (3) ボランティア人材の育成（市民館等、中間支援組織と連携し講座開催）
- (4) ボランティア情報の広報（幸区社協ボランティアセンターリーフレットの配布・「幸区の社会福祉」「幸区社協通信」への掲載及びホームページの活用）
- (5) 区内で活動しているボランティア団体・当事者団体等の交流会の実施
- (6) 障害者関係等団体との協働による講座等の開催【6 地域福祉活動事業】
- (7) 災害時におけるボランティアセンターの役割の検討
- (8) グループ・団体等活動助成の実施
- (9) 福祉体験学習「チャレボラ」等の開催、学校等における福祉教育への情報提供、疑似体験グッズの貸し出しなど、福祉教育の推進
- (10) ボランティア保険・行事保険の受付
- (11) 区社協の拠点を活用した小地域でのボランティア体制を検討

10 福祉パルさいわい受託事業

福祉パルさいわいが区民の地域福祉活動の拠点として機能するよう管理運営を行います。

- (1) 研修室の貸室
- (2) ボランティアコーナーの利用促進、貸出し書籍等の管理

11 生活福祉資金貸付業務受託事業

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯などの生活の安定を図るため、神奈川県社会福祉協議会や自立支援機関などの関係機関と密に連携して、世帯の自立に向けた支援を実施します。また、個々の借受者に合わせた償還支援及び償還滞納者への早期対応に努めていきます。

1 2 さいわいデイサービスセンター事業

「必要な人に必要なサービスを提供する」をモットーに掲げ、心のこもった安心・安全なサービス提供を心掛け、以下の項目を重点的に取り組みます。

- (1) 幅広いニーズに対応すべく知識・技術の向上と各関係機関との連絡調整
- (2) 仕事と介護や子育てを両立できるような労働環境の整備
- (3) 開かれた風通しのよい施設づくり、福祉人材育成の一環として、学生の職場体験授業や資格取得のための実習、様々なボランティアの受け入れを実施
- (4) 今年度事業終了に伴う混乱への配慮と丁寧な対応

1 3 金品援護事業

区民からの寄附金、寄託品の受け入れとともに、必要に応じた事業を実施します。また、自宅では不要になった福祉用具を必要な方へ橋渡しするリサイクル事業を行います。

1 4 老人いこいの家管理経営事業

指定管理者として3期目、今年度は5年指定の5年目の管理運営を行います。

次期指定管理選定に向けた事業の精査を行うとともに、引き続き、老人いこいの家を地域の拠点施設として位置付け、高齢者のみならず、幅広い世代が気軽に安心して利用できる施設としての活用を図ります。

- (1) 総合相談窓口としての機能強化
- (2) 施設の適切な保守管理
- (3) 教養講座の開催に伴う運営方法の見直し検討
- (4) 入浴事業の実施
- (3) 利用者の講座の発表や啓発を目的とした「老人いこいの家まつり」の開催
- (4) 幅広い世代を対象とした事業の企画実施(こども文化センターとの協働事業等)
- (5) 各老人いこいの家運営委員会の開催

1 5 さいわい健康福祉プラザ管理経営事業

今年度から、4期目の5年目(平成26年度～30年度)の指定管理者として、これまでの実績と経験を活かしながら、川崎市さいわい健康福祉プラザ(老人福祉センター)の管理と利用施設としての事業内容の更なる充実を図るとともに、今後も引き続き、管理経営を行えるよう、次期指定管理の選定獲得を目指します。

- (1) 各種講座(生活・趣味・健康など時代に応じた様々な講座)の開催
- (2) 健康相談・生活相談事業の実施
- (3) 敬老のつどい・プラザ祭り他、季節ごとの歳時や行事の開催
- (4) 登録団体(60団体)への各種部屋の貸出
- (5) 入浴の場の提供
- (6) 健康フェア(医師等の専門職による講演会他健康普及啓発事業)の開催
- (7) 月間広報誌「さいわい健康福祉プラザ便り」の発行
- (8) 利用者満足度調査をはじめとする各講座行事受講者へのアンケートの実施

16 日常生活自立支援事業

本事業では、判断能力が低下している高齢の方や障害のある方が地域の中で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用を援助し、日常的な金銭管理サービス等を提供していきます。「幸区あんしんセンター」として関係機関との連携を密接に行い、事業の啓発・啓蒙を図りながら事業を実施します。

- (1) 福祉サービス利用援助サービスの実施
- (2) 日常的な金銭管理サービスの実施
- (3) 書類等預かりサービスの実施
- (4) 日常生活自立支援事業・成年後見制度に関する相談

17 その他の事業

- (1) 神奈川県共同募金会川崎市幸区支会が行う共同募金運動に協力
- (2) 幸区民生委員児童委員協議会への協力
- (3) 「社会を明るくする運動」への協力
- (4) その他、地域福祉推進に必要な事業の実施